

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

「本宮市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けられることができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しております。

市、市民、及び事業者が協力し、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進することを本計画の目的とします。

2 計画の位置付け

(1)法令との関係

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」及び本宮市男女共同参画推進条例第10条第1項に規定する「基本計画」として策定するものです。

また、本計画の「基本目標Ⅱ 人権尊重と暴力のない社会づくり」は、「配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律)」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(配偶者暴力防止基本計画)」に位置付けます。

さらに、本計画の「基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の実現」は、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」第6条第2項に規定する「女性活躍の推進計画」に位置付けます。

(2)総合計画との関係

本計画は、「本宮市第2次総合計画[※]」の部門別計画と位置づけ、「男女共同参画の推進」に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。
ただし、計画期間中の国や県をはじめ社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

4 計画の基本理念

本市では、平成21年に「本宮市男女共同参画基本計画」を策定して以降、平成25年の改定を行いながら男女共同参画に関する取組みを進めてきました。本計画では、男女共同参画の次の段階を見据え、基本目標及び取組みを見直しますが、「本宮市男女共同参画推進条例」が謳う次の8つの基本理念についてこれを継承していきます。

基本理念1 男女の人権尊重

男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的役割分担意識※に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。

基本理念3 政策等の立案及び決定における共同参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

基本理念4 家庭生活における活動と社会的活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。

基本理念5 男女が共同で子育てに参画できる環境づくり

子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組みが推進されること。

基本理念6 あらゆる教育の場における男女共同参画の理解の取り組み

学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組みが推進されること。

基本理念7 男女の性の理解と生涯にわたる健康への配慮

男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。

基本理念8 国際的な取組みと協調した男女共同参画の推進

国際社会の動向に留意し、国際的な取組みと協調して推進されること。

5 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現のため、「本宮市男女共同参画基本計画」では、基本理念に基づき、次の4つの基本目標を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取組みを進めることとします。

基本目標Ⅰ

男女共同参画の理解促進と教育・学習の充実

基本目標Ⅱ

人権尊重と暴力のない社会づくり

基本目標Ⅲ

あらゆる分野における女性活躍の実現

基本目標Ⅳ

男女がいきいきと暮らせる社会づくり

6 計画の体系

【本宮市第2次男女共同参画基本計画の体系図】



